

議員提出第 8 号議案

足立区医療の負担を軽減し区民を支援する福祉条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 3 条第 1 項の規定により提出する。

平成 2 3 年 6 月 2 2 日

提 出 者

足立区議会議員	さ と う	純 子
同	ぬ か が	和 子
同	針 谷	み き お
同	伊 藤	和 彦
同	鈴 木	けんいち
同	浅 子	け い 子
同	は た の	昭 彦

足立区議会議長 吉 岡 茂 様

(提案理由)

この条例は、国民健康保険料の賦課方式の改定によって保険料の負担が増加する世帯について、その増加分を助成することで医療の負担を軽減し、もって区民福祉の向上を図るため、本案を提出する。

足立区医療の負担を軽減し区民を支援する福祉条例

足立区は、すべての区民が健康で、元気でいきいきと生活できるようにすることをめざしている。健康であるためには予防とともに早期治療が重要である。平成23年度から実施される国民健康保険料の賦課方式の改定は、中低所得、多人数家族、障がい者がいる世帯などが特に負担増となるものであり、看過できない。このような観点から福祉施策として医療の負担を軽減し区民を支援するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、国民健康保険料（足立区国民健康保険条例（昭和34年足立区条例第11号）第6章に規定する保険料をいい、以下「保険料」という。）の賦課方式の改定によって保険料の負担が増加する世帯について、その増加分を助成し、医療の負担を軽減し、もって区民福祉の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において「負担増」とは、所得段階や家族構成などの変更によらず、賦課方式の変更によって保険料の負担が増加したことをいい、「軽減」とは、負担増の増加分を助成することをいう。

（対象者）

第3条 この条例により助成を受けることができる者は、足立区国民健康保険に加入するすべての被保険者とする。ただし、保険料滞納世帯については、納付相談を行ったうえで実施する。

（申請及び通知）

第4条 この条例による助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、足立区長（以下「区長」という。）に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、助成の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、平成 23 年度分の保険料から適用する。